

平成20年度における国民保護の取組み等について

亀岡市の特殊標章及び証明書に関する交付要綱の制定（H20.4.1 施行）

武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（「安否情報システム」）
平成20年4月25日運用開始

7市2町危機管理事務連絡会議
～平成20年度の各市町における
危機管理・国民保護に関する取組みについて～

亀岡市国民保護協議会委員の任命（第2期）
任期平成20年8月11日から平成22年8月10日までの2年間

亀岡市国民保護計画（避難実施要領）の策定
亀岡市国民保護計画（避難実施要領）

亀岡市で想定される武力攻撃事態等

- ・ 市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃
- ・ NBCの拡散、散布等
- ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・ ダムの破壊（占拠を含む）
- ・ 保津峡の爆破による桂川の遮断
- ・ 浄水場への毒物混入

避難実施要領のパターン

- ・ パターン 市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃《発射前》
- ・ パターン 市街地等を目標とする弾道ミサイル攻撃《着弾後》
- ・ パターン NBCの拡散、散布等
- ・ パターン ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・ パターン ダムの破壊（占拠を含む）
- ・ パターン 保津峡の爆破による桂川の遮断

亀岡市国民保護計画の修正
国民保護法施行令第5条に基づく軽微な変更として処理